

令和8年度

第1回 公有地公募売却要項（抽選）

1 物件の概要 末尾記載のとおり

※現状での引渡しとなります。申込みにあたっては、必ず物件の下見を行い、現状を確認した上で申し込んでください。

2 受付期間 令和8年8月5日(水)から令和8年9月4日(金)午後5時まで

3 買受申込者の資格

(1)次のいずれの項目にも該当すること。

ア 契約締結能力を有しない者及び破産者で復権を得ないものではないこと。

イ 会社更生法に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされているものではないこと。

ウ 福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領又は越前市建設工事等請負業者の指名停止等に関する要領の「指名停止等」に該当するものではないこと。

エ 越前市税について滞納がないこと。(越前市外に所在のある場合は、当該地の市町村民税について滞納がないこと。)

オ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで及び第6号に規定する者でないこと。

また、これらの暴力団及び暴力団員と、社会的に非難されるような関係はなく、暴力団及び暴力団員等の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

カ 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役員もしくは構成員でないこと。

キ 公有地を購入したときに、これを上記オ又はカに該当する者に、譲渡又は貸与しないこと。

ク 反社会的活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に使用しようとするものではないこと。

(2)共有の場合

複数の者が共同で購入を希望する場合は、代表者を選任し、代表者はその他の者との調整を行うとともに、市との協議において窓口となり、構成員は連帯して責任を負います。

なお、共同で参加の場合には、全員が買受申込者の資格を有することが必要となります。

4 購入申込みについて

(1)申込窓口

越前市役所 財産管理課

(2)申込みに必要なもの

①購入申込書、誓約書、市税等納付確認同意書、市外の方は当該市町村民税の納税証明書(滞納がないことの証明)

②申込証拠金 10万円（※受付期間内の納入が必要です。）

買受者の申込証拠金は、契約締結時における手付金になります。

③認印

④身分証明（運転免許証、マイナンバーカード等）（※郵送の場合は写しで可）

⑤その他、必要に応じて市が求めるもの

(3)その他

①所有権移転登記の際、共有名義にされる場合は、共有予定者の連名で応募してください。

②電話、ファックス、電子メールによる申込みは受け付けません。

③郵送の場合は、「一般書留」又は「簡易書留」によるものとします。（※受付期間必着）

5 売却方法

1 物件に申込者が2人以上の場合は、抽選により買受者を決定します。申込みがなかった物件については、受付期間終了後、先着順にて売却します。

6 抽選会

(1)抽選日 令和8年9月10日(木)

(2)時 間 午後1時15分 （受付は午後1時～）

(3)会 場 越前市役所3階 会議室3-1

(4)注意事項

- ・欠席の場合は権利放棄とみなします。
- ・未成年の方が抽選することはできません。
- ・当日都合の悪い方は、代理人を定める委任状を提出してください。

ただし、申込人が他の代理をすることや、一人の人が代理人として二人以上の人から委任を受けることはできません。

7 契約の締結等

(1)期 間 令和8年9月11日(金)～9月24日(木)

(2)手付金 申込証拠金として納入頂いた10万円を、契約締結時に手付金にします。

(3)精算金 契約締結後60日以内に納入(所定の納付書にて銀行振込)

(4)登 記 精算金(残金)の納入確定後、市にて所有権の移転登記を行います。

(5)その他費用等

- ・売買契約書に貼付する収入印紙（市が保管するもの1部に貼付要）
- ・所有権移転登記に必要な登録免許税
- ・本契約の締結及び履行に必要な一切の費用（契約者の住民票等）

8 留意事項

(1)現地説明は行いませんので、必ず事前に現地をご確認ください。また、諸規制、利用制限等の状況等についても必ず事前に関係機関に照会してください。

(2)申込者の名義で契約及び所有権移転登記を行ないますので、申込書記入の際は、十分に注意してください。

- (3) 共有名義で買受を希望する方は、「代表者選任届」に共有名義人全員の住所氏名、持分を連記し、押印して提出してください。
- (4) 売買代金全額の納入があったときに、物件の所有権は移転し、引渡しがあったものとします。
- (5) 物件の引渡しは、現況有姿となります。
- (6) 電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、ゴミの撤去、切り株の除去、フェンス・囲障・擁壁、井戸などの地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件の内外を問わず、行いません。
- (7) 隣接者との工作物等の越境関係について、市は解消のための交渉や手続きを行いません。
- (8) 上下水道、電気及び都市ガスなどの引き込みに要する費用は、買受者の負担となります。
- (9) 契約締結後、契約条項に違反した場合又は契約解除の申出があった場合は、契約を解除し、手付金は市に帰属することになりますので、ご注意ください。
- (10) 精算金(残金)を期日までに納付しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8号第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額の延滞金を徴収します。また、精算金を納入期日より60日経過した後においても納付しないときは契約を解除し、手付金は市に帰属することになりますので、ご注意ください。

9 公有地購入の利点

- (1) 市から直接土地を買われた場合には、売主への仲介手数料は不要です。
- (2) 定住化に向けた市の支援制度を受けることができる場合があります。

対象要件や申請受付期間など支援制度の詳細については、建築住宅課(0778-22-3074)までお問い合わせください。

【定住化に向けた市の支援制度の例】※事業の受付を終了している場合があります

○新住宅取得推進事業

(別紙)

令和8年度 公有地売却公募物件

NO	所在地	面積	用途地域	単価	売却価格
1	東千福町 209 番 2 外 2	419.54 m ² (126.91 坪)	準工業地域	38,400 円／m ² 126,900 円／坪	1,610 万円
2	八幡二丁目 99 字 68 番	337.00 m ² (101.94 坪)	第一種住居地域	21,300 円／m ² 70,400 円／坪	717 万円

※売却価格は面積(m²)×売却単価(円／m²)で算出しています。坪単価は百円未満の端数を切り上げており、参考数字となります。